

感染症の予防およびまん延防止のための指針

社会福祉法人彦根市社会福祉協議会

訪問介護事業所

通所介護事業所

居宅介護支援事業所

彦根市地域包括支援センターハピネス

彦根市地域包括支援センターいなえ

1 基本的な考え方

社会福祉法人彦根市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）は、利用者の健康と安全を守るための支援が求められる介護保険サービス事業者として、平常時から感染症の予防に十分留意するとともに、発生を未然に防止し、発生した場合は拡大しないよう速やかに対応する体制を構築し、利用者の健康と安全を継続的に守れるよう本指針を定め、職員は本指針に従い、業務にあたることとする。

2 感染対策委員会の設置

利用者の感染症予防およびまん延防止のための対策の検討および発生時における利用者への適切な対応を行うため、感染対策委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

（1） 委員会の構成等は、社会福祉法人彦根市社会福祉協議会感染対策委員会設置要綱で定める。

（2） 感染対策委員会での検討内容等

ア 感染症の発生およびまん延等に関する取組の徹底のための指針等の整備に関するこ

と。

イ 感染症の発生およびまん延等に関する取組の徹底のための研修、訓練等に関するこ

と。

ウ 情報の収集、整理、職員への周知に関するこ

と。

エ 感染症発生時の対応と報告に関するこ

と。

オ その他、感染症の発生およびまん延等に関する取組の徹底のための対策および推進に必要な事項に関するこ

と。

（3） 開催頻度

6ヶ月に1回および必要な場合に都度開催する。

(4) その他

- ア 委員会の実施内容については、開催日時、開催場所、参加者氏名、記録作成者氏名、検討内容等を記録する。
- イ 委員会での検討事項や決定事項等の結果については、職員に対し周知を図る。
- ウ 委員会の開催にあたっては、関係する職種、取り扱う内容が相互に関係が深い場合には、法人や事業所が開催する他の会議体と一体的に行う場合がある。

3 平常時の対策

「介護現場における感染対策の手引き（厚労省）」に沿って、感染症の予防およびまん延の防止を図り、利用者の健康と安全を守るため平常時の対策は次のとおりとする。

- ①利用者の健康管理
- ②職員の健康管理
- ③標準的な感染予防策
- ④施設内の衛生管理

4 感染症発生時の対応

感染症が発生した場合、事業所は利用者等の生命や身体に重大な影響を生じさせないよう、利用者の保護および安全の確保等を優先とし、次のとおりとする。なお、外部へ情報発信する場合や事業所として公表する場合は、個人情報の取り扱いに十分配慮する。

- ①発生状況の把握
- ②感染拡大の防止
- ③保健所および医療機関等との連携
- ④他の介護保険サービス事業所や関係機関との情報共有、連携を通したまん延防止
- ⑤彦根市への報告

5 職員に対する研修の実施

職員に対し、感染症対策の基礎的内容等の知識の普及や啓発に併せ、衛生管理の徹底や衛生的ケアの遵守を目的に年1回以上実施し、新規採用時または異動により新たに配属となった場合には必ず実施する。研修の実施内容については、研修資料・実施概要・出席者等を記録する。

6 不利益な取り扱いの禁止

一定の場合を除き、利用予定者が感染症や既往があっても、原則としてそれを理由にサービス提供を拒否しないこととする。

7 本指針の閲覧

本指針は、求めに応じていつでも事業所内で閲覧できるようにする。また、関係機関が閲覧できるようホームページに掲載する。

付 則

この指針は、令和6年4月1日より施行する。

付 則

この指針は、令和7年4月1日より施行する。